

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する  
条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例  
第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定自動車用駐車  
施設の附置の特例）」を付し、同条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 の 2 第 4 条から前条までの規定により建築物（その全部又は一部  
を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供するものに限る。）又は当該  
建築物の敷地内に特定自動車用駐車施設を附置しなければならない者が、当  
該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばきの用に供することができる場所  
を設けたときは、特定自動車用駐車施設を 2 台附置したものとみなし、その  
台数（当該建築物又は当該建築物の敷地内につき 2 台を限度とする。）は、

第 4 条から前条までの規定により附置しなければならない特定自動車用駐車  
施設の台数に含めることができる。

第8条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、  
第2項の次に次の1項を加える。

3 第6条の2の2に規定する荷さばきの用に供することができる場所は、そ  
の規模を幅3メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メート  
ル以上とし、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることがで  
きるものとし、並びに自動車を常時出入りさせることができる箇所に設けな  
ければならない。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

建築物に荷さばきの用に供することができる場所を設けた場合の特定自動車  
用駐車施設の附置の特例を定めるため、この条例を制定するものである。